

やなかわ

YANAGAWA 2005. 6.15 NO. 6

今号の内容	ページ
演歌歌手、北山たけしさん観光大使に	2・3
35歳、38歳の生活習慣病健診を行います ほか	4
自動交付機をご存じですか ほか	5



菖蒲園で一句

城内小の子供たちが俳句の看板立て

城内小学校（田島明久校長）の6年生54人が6月3日、小学校北側の川下りコース沿いにある菖蒲園（しょうぶ）園に自分たちが作った俳句の看板を立てました。子供たちは2年生のころから俳句の勉強を続け、俳句を作るのは大好き。前日に作句したものの中から気に入った1句を、7本の看板に貼りました。吉武阿以さんは「菖蒲たちたくさん咲いてもう梅雨だ」、藤吉拓くんは「梅雨入りは菖蒲の花が笑ってる」と詠みました。



菖蒲園は梶島次雄さん（80歳）、滝代さん（74歳）夫妻が昭和33年から、自宅の畑8アールで栽培しているもので、今年も紫や白など約30種4万本の花が咲きました。

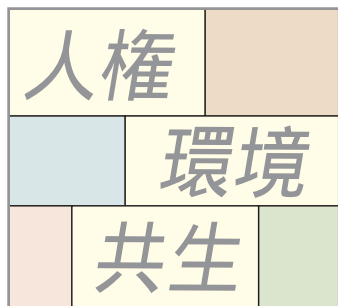
DV防止法について

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

夫婦間・パートナー間の暴力をドメスティックバイオレンス（Domestic Violence：「DV」と略す）と言います。
これは、身体的な暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。また、この法律では、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明記しています。
DV防止法は、正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といい、平成13年10月に施行され、平成16年6月に改正されています。

暴力の内容は

身体的暴力
殴る、蹴る、髪を引っばる、首をしめる、引きずり回す、物を投げつけるなど。
精神的暴力
口汚くののしる、外出・電話を制限する、無視する、脅かす、交友関係を監視するなど。



性的暴力
セックスを強要する、避妊に協力しない、無理にポルノを見せるなど。
経済的暴力
生活費を渡さない、外で働かせない、借金をさせるなど。
子供を利用した暴力
子供に暴力をふるう、子どもの前で暴力をふるう、子どもを取り上げると脅かすなど。

DVは、どんな場合でも許されない

DVは、被害が深刻であるにもかかわらず、これまで「家庭の問題」、「夫婦間の問題」として見過ごされてきました。しかし、DVは女性の尊厳を傷つけるものであり、たとえ家庭内であっても刑法に規定されている暴行罪や傷害罪に当たる行為が行われた場合は「犯罪」となります。

これは本当なの？

問 DVは、個人的なこと、特別なことではないですか？

答 DVは、一部の人に起こるものではなく、年齢、学歴、職業、収入に関係なく起きています。

暴力をふるわれる方にも問題があるのではないですか？

答 日常生活のささいな出来事が原因で起きやすい。加害者は、一方的に暴力をふるい、その暴力を「被害者が悪いのだ」と正当化するのは、です。

問 ひどい暴力をふるわれてもじつと我慢しているのではないですか？

答 被害者は、自尊心や判断力をうばわれたり、相談する気持ちを捨てなくなることがあります。しかし、勇気を出して、「配偶者暴力支援センター」、「警察署」、「福祉事務所」などに相談しましょう。（参考文献、「一人で悩んでいませんか？」福岡県保健福祉部児童家庭課発行パンフ）

